

兵庫県環境審議会条例

平成 6 年 3 月 29 日兵庫県条例第 11 号

改正 平成 14 年 6 月 14 日兵庫県条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定に基づき、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干名を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

(委員、特別委員及び専門委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 第 1 項第 1 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員、特別委員及び専門委員を助ける。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月29日から施行する。

(略)